

香南市高齢者福祉計画・第10期介護保険事業計画 策定委託業務に係る仕様書

1 委託業務名

香南市高齢者福祉計画・第10期介護保険事業計画策定委託業務

2 業務目的

本業務は、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8及び介護保険法（平成9年法律第123号）第117条の規定に基づき、高齢者の福祉の増進と介護保険事業の円滑な実施を図るために定める「高齢者福祉計画・介護保険事業計画」を令和9年度から令和11年度までを計画期間として、一体的に策定することを目的とする。また、認知症基本法に基づく市の「認知症施策推進計画」を含有するものとする。

計画策定においては、香南市の高齢者を取り巻く状況の変化を踏まえつつ、将来の展望を見据えた適切な施策を反映させるため、高齢者の生活状況に関する現状や課題・ニーズ等を把握するアンケート調査を実施し、その分析結果をもとに高齢福祉事業や介護サービス事業、給付費および保険料の水準の推計を行うものとする。

3 業務委託場所

香南市内（香南市役所の他、市が指定する場所）

4 委託期間

契約締結の日（令和7年10月末～11月末頃）から令和9年3月31日まで

5 業務内容

【令和7年度業務】

（1）介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

（要介護1から要介護5までを除く65歳以上の高齢者） 3,500人（無作為抽出）

①調査票（設計）、発送用封筒作成（角2封筒）、返信用封筒作成（角2封筒・料金受取人払い）、礼状兼督促状等の作成・印刷

②発送・回収

ア 封入、封緘、宛名ラベル印刷、発送・回収等

イ アンケート締切日前後で礼状兼督促状を対象者全員に発送

ウ 調査票の発送、返送に関する郵便費は受託者の負担とする（メール便は不可）

エ アンケート結果を地域包括ケア「見える化」システムに反映すること

③集計・分析

（2）在宅介護実態調査（新規申請を除く在宅の要支援・要介護認定者） 約900人

①発送・集計・分析等を受託者が行う

②「在宅介護実態調査の自動集計ツール」を活用する

(3) 策定委員会の運営支援

- ①策定委員会に向けた資料作成
- ②策定委員会に出席し助言・議事録（全文記録及び要約記録）の作成
令和7年度は令和7年12月開催予定
- ③国、県の最新情報等の共有
- ④「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」に係る調査項目の検討

【令和8年度業務】

(1) 介護事業所等を対象としたアンケート調査

- ①発送・集計・分析等を受託者が行う
- ②「自動集計分析ソフト」を活用する
 - ア 在宅生活改善調査（居宅介護支援） 市内13事業所
 - イ 居所変更実態調査（居住系、施設系、有料老人ホーム） 市内19事業所
 - ウ 介護人材実態調査（居住系、施設系、訪問系、通所系、居宅介護支援） 市内62事業所

※調査対象事業所数は若干の変動がある

(2) 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査、在宅介護実態調査、在宅生活改善調査、居所変更実態調査及び介護人材実態調査

- ①令和7年度及び令和8年度に実施した各調査を分析・評価及び考察の報告
- ②調査結果による施策反映を検討

(3) 現状分析

- ①地域包括ケア「見える化」システムを活用した地域分析・他市町村の状況調査及び考察の報告
- ②他市町村との比較による本市の給付特性及び給付動向を分析

(4) 高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画の実績評価

- ①実績及び調査などにより具体的施策の実施状況と課題分析の実施
- ②評価調書を用いて第9期計画を評価し考察の報告
- ③次期計画策定に向けて方針等の積極的な提案

(5) 事業量の推計及び介護保険料の算定

- ①地域包括ケア「見える化」システムを活用し、人口の推計、認定率の伸び、利用率の伸び及び施策を反映させ、介護サービス給付費及び地域支援事業費の事業量を推計し、介護保険料を算定する。

(6) 計画書原稿の作成

- ①国の基本指針に基づいた計画骨子の検討
- ②国の認知症施策推進基本計画に基づいた市の認知症施策推進計画を一体的に策定

③次期計画の改訂版原稿の作成及び積極的な提案

(7) 策定委員会の運営支援

①策定委員会に向けた資料作成

②策定委員会への出席・助言・議事録（全文記録及び要約記録）の作成

令和8年度は令和8年7月下旬から令和9年2月上旬までの間4回程度開催予定

(8) パブリックコメントの実施支援

香南市パブリック・コメント実施要綱（令和7年香南市告示第95号）の規定に基づきパブリックコメント閲覧用の資料作成・意見集約・計画案の修正作業等の支援を行う。

(9) 成果品

①各種調査結果報告書の電子データ（W o r d形式及びP D F形式）

②調査集計・分析の電子データ（E x c e l形式及びC S V形式）

③計画書の印刷・製本・電子データ（A 4判・単色・約160ページ・100部）

④概要版の印刷・製本・電子データ（A 4判・カラー・約8ページ・200部）

※計画書及び概要版の印刷・製本においては、表紙のデザインや内容のレイアウト等におけるデザインを工夫し分かりやすい表現及び閲覧しやすい内容に配慮する。

※③の電子データはW o r d形式及びP D F形式とする。

※④の電子データはP D F形式とする。

※④は各ページに音声読み上げソフトのコードを付す。

6 その他

- (1) 本仕様書に記載している事項に加え、受託者が提案する事項も市と協議の上、実施することができる。
- (2) 業務の遂行にあたっては関係法令を遵守すること。
- (3) 業務の実施に伴い個人情報を取り扱う場合、香南市個人情報保護条例を遵守し、業務上知り得た個人情報等をもらしてはならない。また、業務終了後も同様とする。
- (4) 業務遂行に必要な資料等の収集は、両者が協力し行うものとし、資料の受け渡しは紛失等の事故防止のため、直接行うものとする。
- (5) 受託者は、業務を円滑に遂行するために、逐次市と連絡調整を行わなければならない。また、「高齢者福祉計画及び介護保険事業計画」を含む計画作成実績が豊富で業務内容全般を常に把握している専任の担当者を置き、市の求めに応じて業務状況の報告を行うこと。
- (6) 本業務における成果物は、香南市が著作権を持つものとし、香南市が加工、複写、ホームページの作成等を行い、公表できるものとする。
- (7) 策定業務完了後、受託者の責めに帰すべき理由による成果物の不良箇所が発見された場合は、速やかに訂正補正その他必要な措置を講ずるものとし、その作業に係る費用は一切受託者の負担とする。

- (8) 本仕様書に定めのない事項については、双方協議の上、本市の指示に従い業務を進めるとともに、委託者は業務期間中いつでもその業務状況の報告を求める事ができるものとする。